

平成30年度予算編成方針

1 経済状況と国の動向

内閣府が公表した平成29年9月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方で、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

また、内閣府が公表した平成30年度予算概算要求によると、平成28年度から引き続き、「地方の平均所得の向上等の観点から地方創生の新展開を図ることを目的として、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を支援する」として、地方創生推進交付金1,070億円を盛り込んでいる。

2 本市の財政状況と今後の見通し

日本経済の景気は緩やかな回復基調が続いている中で、歳入の根本となる市税において、固定資産税については、企業による償却資産の増などにより増加しているものの、個人市民税については、人口減少、少子高齢化により納税義務者数の減少が懸念され、また第一次産業の農家の占める割合が高い本市において、農業所得も台風やゲリラ豪雨などの自然災害により大きく変動する要素がある。

他方、地方交付税においては、普通交付税の合併算定替えの特例措置が平成28年度から段階的に縮減されている。

歳出については、社会保障関連経費の増加や、市庁舎の整備事業をはじめ、小中学校の統廃合に伴う施設整備、公共施設の総合管理計画に基づく施設の更新等により財政需要がさらに増加していくことも踏まえ、経常経費については一層の削減に取り組んでいく必要がある。

3 基本的姿勢

職員は、自らの所掌事務が市の運営にどのようなかかわりがあるかを常に意識し、高品質の行政サービスを低コストで提供することを心掛けるものとする。また、事業を新たに創設するときや拡大するときは、スクラップ・アンド・ビルドを前提とし、既存事業の目的や効果を厳しく見極め、抜本的な見直しを行うこととする。

「中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、目標の達成に向けて施策を効果的・効率的に推進できるよう、実施した事業の効果を十分検証し、必要に応じて戦略の見直しについて配慮されたい。

厳しい財政状況を踏まえ、市民との情報の共有・連携・協働により元気な中野市の実現に向けた予算編成に取り組み、今後も財政の健全化に努めるものとする。

4 予算編成の方針

施策展開の方向性を踏まえながら、市民生活に直結する事業を全庁挙げて取り組むものとし、次の事項を基本に予算を編成する。

(1) 市民生活の支援

厳しい経済・雇用情勢に対応しながらも、市民の安心した生活を支えるため、必要とする施策を推進・支援する。

(2) 「中野市総合計画」及び「中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」への重点配分

第2次中野市総合計画及び中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進するため、事業を厳選のうえ、真に必要な施策に対し重点的に財源の配分を実施する。

(3) 大胆な事務事業見直しの実施

アウトソーシング等による行政組織のスリム化、歳入・歳出構造の改善など、知恵を活かし工夫を凝らした行財政改革を進めるため、大胆な事務事業の見直しを行い、活力ある持続可能なまちづくりに対応できる行政運営体制の構築を図る。

(4) 部局間等の連携による総合的な事業の展開

地域の実情に即した施策を展開するため、必要に応じ部局間の連携の下、より効率・効果的な事業を展開する。

(5) 市民への説明責任の遂行と意見の反映

情報を市民や関係団体等と共有し、その要望や意見を客観的に判断したうえで予算に反映させるとともに、市民への説明責任を果たす。

5 予算編成における具体的取組

(1) 歳入に関する事項

- ① 徴収体制の強化による未収金の縮減や市有財産の有効活用、受益者負担の適正化など、中・長期的視点に立って最大限の歳入の確保に努めるとともに、国庫・県支出金などの有効な特定財源の活用を図る。
- ② 国庫・県支出金については、経済対策による補正予算や制度改正などその動向等を注視して、切れ目のない執行に留意する。

(2) 歳出に関する事項

- ① 常に法令を順守するとともに、予算執行に係る監査委員及び市議会の指摘事項も踏まえた歳出内容とする。
- ② 既存の事業については、過去の事業・経緯にとらわれることなく、時代の変化や市民ニーズを的確に把握し、義務的経費も含め例外なく大胆な発想で廃止や再構築を行う。
- ③ 公共施設については、「中野市公共施設等総合管理運営計画」及び「中野市公共施設最適化計画」に基づき今後の方向性を検討し、存続する施設は維持管理経費の縮減に努める。
- ④ 負担金、補助金等については、その必要性、交付額等をゼロベースで検討する。特に、外郭団体や財政支援団体等への負担金等については、財務状況を踏まえつつ、団体の自主性・独立性の観点からも十分に検証し、見直しを行う。
- ⑤ 各経費の見積りに当たっては、繰越しが常態化していないか、予算の執行が年度末など特定の時期に集中していないかなど、過年度の執行状況を確認し、当年度の適正な時期に実施できる範囲内とする。

(3) その他特に留意すべき事項

- ① 特別会計については、事業目的を踏まえつつ、一般会計と同様に必要性・緊急性等を十分に検討する。特に、一般会計からの基準外の繰出金は特例措置であり、独立採算の原則に基づき、収入の確保、支出の削減を図り効率的な運営に努める。
- ② 職員は、市民要望の全てを実現できる財政状況ではないことを理解し、市民一人ひとりに説明できるよう、本市の財政状況の認識を深める。

6 予算要求方法

予算編成の基本的姿勢と具体的取組を踏まえ、持続可能な財政構造の構築に向けて、中・長期的な財政負担も十分考慮しながら、年間所要額を見積もることとし、別紙「平成30年度予算要求基準」により要求する。

なお、国・県の制度に係る事業費については、その仕組みが判明しているものを除き、現行制度を前提に要求するものとする。